

（趣旨）
 第一条 この規則は、佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例（平成十八年佐倉市条例第四十一号。以下「条例」という。）第十五条の規定に基づき、佐倉市さくらんぼ園（以下「さくらんぼ園」という。）の管理及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）
 第一条 この規則は、佐倉市さくらんぼ園の設置及び管理に関する条例（平成十八年佐倉市条例第四十一号。以下「条例」という。）第十条の規定に基づき、佐倉市さくらんぼ園（以下「さくらんぼ園」という。）の管理及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

（職員）
 第二条 佐倉市行政組織規則（昭和四十六年佐倉市規則第十一号）第十条第二項の規定により、さくらんぼ園に次に掲げる職員を置き、副園長を置くことができる。

- 一 指導員（保健師又は看護師）
- 二 保育士
- 三 用務員
- 四 囑託医
- 五 理学療法士
- 六 自動車運転手
- 七 心理発達療法士
- 八 作業療法士

（副園長等の職務）

第三条 副園長は、園長を補佐し、所属職員の指導に当たる。
 2 指導員、保育士、用務員、囑託医、理学療法士、自動車運転手、心理発達療法士及び作業療法士は、上司の命を受け、それぞれ次の職務に当たるものとする。

| 職の区分 | 職務 |
|---------|---------------------|
| 指導員 | 保健指導及び心身障害児の機能回復の訓練 |
| 保育士 | 心身障害児の保育 |
| 用務員 | 施設管理の雑務等 |
| 囑託医 | 心身障害児の医療等 |
| 理学療法士 | 心身障害児の機能回復の訓練 |
| 自動車運転手 | 自動車の運行 |
| 心理発達療法士 | 心身障害児の発達評価、療育及び指導 |
| 作業療法士 | 心身障害児の発達評価、療育及び指導 |

（開園時間）

第四条 さくらんぼ園の開園時間は、午前八時四十五分から午後四時三十分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

第五条 さくらんぼ園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、臨時に開園し、又は臨時に休園日を設けることができる。

- 一 日曜日
- 二 土曜日

三 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

四 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

(利用許可の申請)

第六条 条例第七条の規定によりさくらんぼ園の利用の許可を受けようとする障害児(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第四条第二項に規定するものをいう。)(の保護者)以下「申請者」という。)(は、佐倉市さくらんぼ園利用申請書(別記様式第一号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請により、利用を許可したときは佐倉市さくらんぼ園利用決定通知書(別記様式第二号)により、利用を許可しなかったときは佐倉市さくらんぼ園利用却下通知書(別記様式第三号)により申請者に通知するものとする。

(指導員の指示がない訓練の禁止)

第七条 利用者は、指導員の指示がなく訓練を行い、又は訓練具を利用してはならない。

(利用の制限)

第八条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、さくらんぼ園の利用を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取り消すことができる。

- 一 条例第六条に規定する利用者の条件を欠いたとき。
- 二 利用者が正当な理由なく職員(指導員)の指示に従わないとき。
- 三 その他さくらんぼ園の管理運営に支障があると認められるとき。

(利用終了の手続)

第九条 さくらんぼ園の利用者が利用を終了しようとするときは、佐倉市さくらんぼ園利用終了届(別記様式第四号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出により利用の終了を決定したときは、佐倉市さくらんぼ園利用終了決定通知書(別記様式第五号)により届出者に通知するものとする。

(利用許可の申請)

第二条 条例第十一条の規定によりさくらんぼ園の利用の許可を受けようとする障害児(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第四条第二項に規定するものをいう。)(の保護者)以下「申請者」という。)(は、指定管理者(条例第六条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)(に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があったときは、これを審査の上、利用の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(利用終了の手続)

第三条 さくらんぼ園の利用者が利用を終了しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の届出により利用の終了を決定したときは、届出者に通知するものとする。

(利用者負担金の支払)

第四条 児童デイサービス(法第五条第七項に規定するものをいう。)を受けた利用者は、**指定管理者**に対し、**条例第十三条**に規定する利用者負担金のうち、法第二十九条第三項に規定する介護給付費を控除した額を支払うものとする。

(利用者の遵守事項)

第五条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 指導員の指示がなく訓練を行い、又は訓練具を利用しないこと。
- 二 職員の指示に従うこと。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、さくらんぼ園の管理及び運営に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

る。

(利用者負担金の支払)

第十条 児童デイサービス(法第五条第七項に規定するものをいう。)を受けた利用者は、**市長**に対し、**条例第八条**に規定する利用者負担金のうち、法第二十九条第三項に規定する介護給付費**又は訓練給付費**を控除した額を支払うものとする。

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、さくらんぼ園の管理及び運営に關し必要な事項は、市長が別に定める。